①都道府県	②市区町村名	0　就学援助制度問い合わせ先（広報用）					1　平成３１（令和元）年度就学援助制度の実施について																				
		③部署名	④電話番号	⑤e-mail	⑥ウェブサイト	⑦その他（SNSなど）	1．就学援助制度の周知方法														2．就学援助の申請方法						
							（１）就学援助制度の周知方法(あてはまるものを全てに○)									（２）ケの内容	（３）就学援助制度に関する教職員向け研修会の実施		（４）就学援助制度周知の工夫	（１）就学援助制度の申請書の配付方法（あてはまるものを全てに○）						（２）その内容
							ア．教育委員会の公式ウェブサイトに記事を掲載	イ．自治体の広報誌等に記事を記載	ウ．就学案内の郵送による配布	エ．就学時健診の際に学校や就学援助制度の説明を配布	オ．学校の入学説明会や授業参観の際に配布	カ．入学前に学校が就学援助制度の説明を配付	キ．転校の際に学校や就学援助制度の説明を配付	ク．民生委員のケースワーカーに帯から配布	ケ．その他（２）		ア．教職員向け研修会を実施している	イ．教職員向け研修会を実施していない		ア．学校から希望者に申請書を配布	イ．教育委員会から希望者に申請書を配布	ウ．学校から全児童に申請書を配布	エ．教育委員会から全児童に申請書を配布	オ．その他（２）	
43	43	43	41	43	42	0	40	39	15	1	15	12	40	0	8	8	12	11	20	17	20	21	1	8	8
大阪府	大阪市	大阪市教育委員会事務局 学校運営支援センター 事務管理担当（就学支援グループ）	06-6115-7653	ua001@city.osaka.lg.jp	https://www.city.osaka.lg.jp/kyoiku/page/0000494954.html		○	○		○		○	○				○		日本語以外５ヶ国語のパンフレットを作成、申請書・パンフレット等ルビ入り版も作成			○			
大阪府	堺市	教育委員会　総務部　学務課	072-228-7485	kyogaku@city.sakai.lg.jp	http://www.city.sakai.lg.jp/kosodate/kyoiku/tetsuzuki/hojo/ryohi.html		○	○	○			○			○	就学前健康診断の案内を送付する際に、入学準備金（早期支給）の案内を同封している。	○								各学校で制度案内を配布後、希望者に各区役所の申請会場か各学校のいずれかから申請書を配布
大阪府	岸和田市	教育総務部総務課	072-423-9607	ksoumu@city.kishiwada.osaka.jp	https://www.city.kishiwada.osaka.jp/soshiki/63/h31syougakusyouni.html		○	○				○			○	就学奨励費申請時期前（4月下旬～5月上旬）に学校で文交書を送の保護者に案内書類を配布	○		学校の取り組みで、保護者連絡メールや家庭訪問時に案内をしている	○	○			○	各市光センター及び支所で希望者に申請書を配布
大阪府	豊中市	教育委員会事務局　教育総務課　学務係	06-6858-2553	kyogakumu@city.toyonaka.lg.jp	https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kosodate/gakkou/enjo/shugakuenjo.html		○	○	○		○		○					○	・英語版の申込書を作成 ・援助対象となる年間所得の目安額等を記載 ・保護者あてのお知らせ文書（学校を通じて配布）を３回に分けて送付（おそくしみはお済みですか、というような内容）						○	各学校で案内を配布後、申請書を受付場所に設置。各出張所にも設置 申込会場で保護者が申込書に必要事項を記載
大阪府	池田市	管理部　総務・学務課	072-754-6291	k-somu@city.ikeda.lg.jp	http://www.city.ikeda.osaka.jp/soshiki/kyoikuinkai/somu/gyomu/enjo_hojo/1419350293		○	○	○			○	○					○		○					
大阪府	吹田市	教育委員会　学校教育部　学務課	06-6384-2458	gakumu@city.suita.lg.jp	https://www.city.suita.osaka.jp/home.html		○	○	○		○		○				○		申請のしおりを安世帯に配布し、できるだけわかりやすい表現にするよう努めるとともに、ポータルサイト や案内アプリの利用など様々な機会を通じて周知に努めている。			○			○	市役所総合課窓口をはじめ、市内各出張所及び住民票等を交付している市民サービスコーナーにて申請書を配布している。
大阪府	泉大津市	教育委員会事務局　教育部　指導課	0725-33-1131	ksidou@city.izumiotsu.lg.jp	http://www.city.izumiotsu.lg.jp/		○	○	○		○	○	○		○	転（編）入学時に教育委員会窓口及び各学校で説明を行う。		○	転入者には必ず就学援助制度を説明している。			○		○	転（編）入学時に教育委員会窓口及び各学校で希望者に対して申請書を配布する。
大阪府	高槻市	高槻市教育委員会教育管理部学務課	072-674-7627	gakumu-82@city.takatsuki.osaka.jp	http://www.city.takatsuki.osaka.jp/		○	○	○				○				○				○				
大阪府	貝塚市	教育委員会　学校教育課	072-433-7108	gakkokyoiku@city.kaizuka.lg.jp	http://www.city.kaizuka.lg.jp/kakuka/kyoiku/gakkojinken/menu/enjo/syougakuenjo.html		○	○				○	○				○		援助対象となる年間所得の目安額を記載、転入者には必ず就学援助制度を説明している		○	○			
大阪府	守口市	守口市教育委員会事務局　指導部学校教育課 教職員人事・学事担当	06-6995-3155	Mori_gakkoukyo@city-moriguchi-osaka.jp	http://www.city.moriguchi.osaka.jp/		○	○	○			○	○					○				○			
大阪府	枚方市	枚方市教育委員会学校教育部学務課	050-7105-8044	ky-gakumu@city.hirakata.osaka.jp	https://www.city.hirakata.osaka.jp/000000020.html		○	○				○	○		○	エフエムひらかたで制度を放送		○		○	○	○		○	希望者には市役所・支所でも配布
大阪府	茨木市	教育総務部学務課	072-620-1684	gakumu@city.ibaraki.lg.jp	http://www.city.ibaraki.osaka.jp/kurashi/kodomo/gakko/enjo/44345.html		○	○	○		○	○	○					○	目にうつやすいタイトルや平易な文面の使用、援助対象となる年間所得基準額を記載、各費目の援助額の記載、間違いの多い内容についての注意事項を記載、転入者には必ず就学援助制度を説明している	○					
大阪府	八尾市	八尾市教育委員会事務局　学校教育部　学務給食課	072-924-3872	gakumukyushoku@city.yao.lg.jp	https://www.city.yao.osaka.jp/category/14-2-5-0-0.html		○	○				○	○				○			○	○				
大阪府	泉佐野市	教育部学校教育課	072-463-1212	g-kyouiku@city.izumisano.lg.jp	http://www.city.izumisano.lg.jp/		○	○				○	○					○				○			
大阪府	富田林市	教育総務部教育指導室	0721-25-1000	shidou@city.tondabayashi.lg.jp	http://www.city.tondabayashi.lg.jp/		○	○				○	○					○	目にうつやすいタイトル、援助対象となる年間所得の目安額などを記載	○	○	○			
大阪府	寝屋川市	学校教育部　教育政策総務課	072-824-1181（内線3013）	kyouiku@city.neyagawa.osaka.jp	http://www.city.neyagawa.osaka.jp/organization_list/kyoiku_gakkokyoiku/kyouikusoumu/1506486470481.html		○	○	○			○	○		○	各学校に対して制度を書面で通知		○							各学校で制度案内を配付後、保護者が直接教育委員会に来庁し、申請書に記載する。学校には手隣として数枚配布する。
大阪府	河内長野市	河内長野市教育委員会事務局　教育推進部　教育総務課	0721-53-1111	kyouikusoumu@city.kawachinagano.lg.jp	https://www.city.kawachinagano.lg.jp/soshiki/45/25684.html		○	○				○	○			各学校に対して制度を書面で通知		○		○	○				
大阪府	松原市	学校教育部　教職員課	072-334-1550（内線2576）	kyousyoku@city.matsubara.lg.jp	https://www.city.matsubara.lg.jp/kodomo/kyoiku/2/6715.html		○	○			○	○	○				○		就学援助のお知らせについて、漢字にふりがなを付記したものや、外国語に翻訳したものを作成している。	○	○				
大阪府	大東市	学校教育部　学校管理課	072-870-9642	gakuj@city.daito.lg.jp	http://www.city.daito.lg.jp/kurashi/josei_teate/1403848578842.html		○	○				○	○			市庁舎内モニターに案内を掲載	○			○	○				
大阪府	和泉市	和泉市教育委員会学校教育部指導室	0725-99-8159	非公開（HPの問合せフォームをご利用ください）	http://www.city.osaka-izumi.lg.jp/kakukano/kyoikubu/sidousitu/Tag/kyokuhi.html		○	○				○	○				○					○			
大阪府	箕面市	子ども未来創造局学校生活支援室	072-724-6760	ウェブサイトのお問い合わせフォームをご利用ください。	https://www.city.minoh.lg.jp/edukanri/syugakuenjo3.html		○	○			○	○	○					○	・援助対象となる年間所得の目安額を記載 ・各費目の援助額を記載 ・申請しない者についても、その旨の回答を求めている。		○	○			
大阪府	柏原市	柏原市教育委員会学務課	072-972-1697	gakumu@city.kashiwara.lg.jp	http://www.city.kashiwara.osaka.jp		○	○			○	○	○				○			○	○				
大阪府	羽曳野市	羽曳野市教育委員会事務局　学校教育室　学校教育課	072-947-3907	gakkoukyoiku@city.habikino.lg.jp	http://www.city.habikino.lg.jp/		○	○				○	○					○	援助対象となる年間所得を家族構成別に記載している。	○	○				
大阪府	門真市	教育部　学校教育課	06-6902-7107	kyo01@city.kadoma.ｌｇ.jp	http://www.city.kadoma.osaka.jp/		○	○				○	○					○	中国語のパンフレットを作成			○			
大阪府	摂津市	次世代育成部　子育て支援課	06-6383-1980	kosodateshien@city.settsu.osaka.jp	https://www.city.settsu.osaka.jp/soshiki/jisedaikusebu/kosodateshienka/shouchuugakkiku/1049.html		○	○	○			○	○					○				○			
大阪府	高石市	教育部　学校教育課	072-265-1001(内線2731)	shidou@city.takaishi.lg.jp	http://www.city.takaishi.lg.jp		○	○	○			○	○					○	・援助対象となる年間所得額等を記載 ・転入者には転校手続き時に案内を配布		○				
大阪府	藤井寺市	藤井寺市教育委員会教育部教育総務課	072-939-1401	kyouikusoumu@city.fujiidera.lg.jp	http://www.city.fujiidera.lg.jp/kurashi/kyoikubunkasoutsu/syotyugakkyouten/1390198114244.html		○	○				○	○					○	市立小学校在籍の全児童生徒に対して、就学援助のお知らせを配布。	○	○				
大阪府	東大阪市	教育委員会学校教育部学事課	06-4309-3272	gakuj@city.higashiosaka.lg.jp	https://www.city.higashiosaka.lg.jp/00000039.html		○	○				○	○					○	援助対象となる年間所得額を記載、各費目の援助額（前年度実績）の記載、申請書の外国語訳（７ヶ国語）を作成			○			
大阪府	泉南市	教育委員会　学務課	072-483-3673	gakumu@city.sennan.lg.jp	http://www.city.sennan.lg.jp/kakuka/kyoikugakumu/gakuji/youchien/shugaku/1455020537025.html		○	○					○					○	実字には振り仮名を付記、援助対象となる年間所得の目安額等を記載、外国語の申請書を作成、転入者には必ず就学援助制度を説明している			○			
大阪府	四條畷市	教育部　学校教育課	072-877-2121	gakukyou@city.shijonawate.lg.jp	https://www.city.shijonawate.lg.jp/soshiki/36/1586.html		○	○			○		○					○				○			
大阪府	交野市	交野市教育委員会学校教育部学校管理課	072-810-8011	gakukan@city.katano.osaka.jp	https://www.city.katano.osaka.jp/docs/2011060100072/		○	○	○			○	○					○	所年度との変更点や重要なことは太書きで記載、援助対象となる年間所得の目安額を表にして記載、各費目の援助額や年間総援助額の記載、イラストを使用して中語を区している			○			
大阪府	大阪狭山市	大阪狭山市教育委員会事務局　教育部　学校教育グループ	072-366-0011（810）	gakkou@city.osakasayama.lg.jp	http://www.city.osakasayama.osaka.jp/		○	○	○	○	○		○					○	・毎年度の進級時に、全児童生徒に制度案内を配布している。 ・離婚等によりひとり親家庭になった場合や転入時にひとり親家庭の場合は、窓口で必ず就学援助制度を説明している。		○	○			
大阪府	阪南市	阪南市教育委員会事務局　生涯学習部　教育総務課	072-471-5678	kyouiku-s@city.hannan.lg.jp	http://www.city.hannan.lg.jp/life_event/nyuen/1505269718110.html		○	○		○			○		○	就学通知発送時に同封	○		援助対象となる年間所得の目安額、各費目等の記載。また、転入された方について、就学援助を説明している。			○			
大阪府	島本町	教育こども部教育総務課	075-962-5151	非公開	http://www.shimamotocho.jp		○	○										○				○			
大阪府	豊能町	教育委員会　教育総務課	072-739-3426	kyoui-soumu@town.toyono.osaka.jp							○	○	○					○		○					
大阪府	能勢町	学校教育課	072-734-2693	sidou02@town.nose.osaka.jp	http://www.town.nose.osaka.jp		○	○	○		○	○	○					○		○	○				
大阪府	忠岡町	教育委員会教育部教育みらい課	0725-22-1122	tadaokakyouiku@town-tadaoka.jp	https://www.town.tadaoka.osaka.jp/		○	○				○	○					○			○				
大阪府	熊取町	熊取町教育委員会事務局学校教育課	072-452-6360	gakkou-kyouiku@town.kumatori.lg.jp	https://www.town.kumatori.lg.jp		○	○					○					○	援助対象となる年間所得の目安額・各費目の援助額・年間総援助額を記載。			○			
大阪府	田尻町	教育委員会事務局学事課	072-466-5022	gakuj@town.tajiri.osaka.jp	http://www.town.tajiri.osaka.jp/			○					○					○		○	○				
大阪府	岬町	教育委員会事務局　学校教育課	072-492-2719	gakkoukyoiku@town.osaka-misaki.lg.jp	https://www.town.misaki.osaka.jp/cgi-bin/inquiry.php/39?page_no=1436		○					○	○					○				○			
大阪府	太子町	教育委員会事務局　教育総務課	0721-98-5533	kyouikusoumu@town.osaka-taishi.osaka.jp	http://www.town.taishi.osaka.jp		○	○			○	○	○					○				○			
大阪府	河南町	河南町教育委員会事務局教・育部教育課	0721-93-2500	kyouiku@town.kanan.osaka.jp	http://www.town.kanan.osaka.jp/		○				○	○	○					○		○	○			○	制度の案内は、全児童生徒に配布
大阪府	千早赤阪村	千早赤阪村教育委員会事務局教育課	0721-72-1300	gakkokyoiku@vill.chihayaakasaka.lg.jp	http://www.vill/chihayaakasaka.osaka.jp/						○	○						○		○	○				

①都道府県	②市区町村名	Ⅱ　平成３１（令和元）年度事業保護認定基準																						Ⅲ　就学援助率	
		（１）　平成３１（令和元）年度当初における事業保護の認定基準（該当するもの全てに○）																				（３）ツを選択した場合	（４）テの内容	（５）補足事項	（１）平成30年度	（２）令和元年度
		ア．生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ．市区町村税等の減免	ウ．市区町村税等の徴収猶予	エ．国民年金等保険料の免除	オ．国民健康保険税の減免または徴収の猶予	カ．児童扶養手当の支給	キ．保護者の職業安定所登録日雇労働者	ク．ア・ケ・コを含む、学校費等の学校納付金の減免が行なわれている者	ケ．個人の事業税の減免	コ．固定資産税の減免	サ．市税納付期限の延長（市税納付期限の延長、徴収猶予等）等または市税減免、徴収猶予等減免に伴ない、いる場合で保護者が生活困窮者であるもの	シ．経済的な理由による欠席日数が多い者	ス．保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ．生活協同組合	ソ．生活保護の基準額に一定の係数を乗じたもの（法第8条の基準額の基準額が定められた金額に妥当性があるもの）→（２）係数	タ．生活保護の基準額に一定の係数を乗じたもの（法第8条第1項基準額を定めているもの）→（２）係数	チ．特別支援教育就学奨励費の基準額等に一定の係数を乗じた額（法第6条第2項）→（２）係数	ツ．市区町村税条例等減免基準額に一定の係数を乗じたもの→（２）係数	テ．その他→（４）	（２）ソ、タ、チを選択した場合 生活保護基準額等に設ける係数（協議）倍	（２）ソ、タ、チを選択した場合 市区町村民税課税等基準額に設ける係数（協議）倍				
43	43	29	15	16	17	15	17	7	3	13	13	6	5	8	8	11	19	4	0	0	17	34	0	17	11		
大阪府	大阪市	○	○	○	○	○	○	○		○	○				○	○					○	1		火災、風水害、震災、その他の災害にあった者	【課税所得等の分類】給与所得控除後の金額－医療費控除額	30%未満	25%未満
大阪府	堺市	○		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○		○				○	1		特別な事情があり、要綱に定める項目に該当する場合、必要書類を提出し、再審査を行う。 （本年度失業等により所得額の減少、医療費の支払いが高額など）	合計所得額	30%未満	20%未満
大阪府	岸和田市	○															○				○	1.1		保護者の失業、死亡、離婚、長期入院等の特別な事情があれば、所得超過であっても再判定をする。		30%未満	30%未満
大阪府	豊中市	○															○					1.2			総所得金額等で審査をする。	20%未満	20%未満
大阪府	池田市	○	○	○	○	○	○			○	○			○							○			保護者の死亡、疾病、離婚、失業廃業		10%未満	10%未満
大阪府	吹田市																○					1.2			平成２４年度生活保護基準の（第１類＋第２類）×１２＋教育扶助＋住宅扶助	30%未満	15%未満
大阪府	泉大津市	○	○	○	○	○	○			○	○	○				○					○	1.1		就学援助制度に該当しない世帯で、経済的理由で、公立小・中学校へのお子さんの就学が困難な保護者と学校が判断した場合、学校長から教育委員会へ申し出てることにより、特例措置として認定する。		20%未満	20%未満
大阪府	高槻市																○				○	1.2		通常は、前年の所得金額により審査しているが、勤務先からの解雇や倒産など、時年に比べ経済状況が悪化した場合は、現年の見積し所得金額により別途審査を行っている。	基準収入（課税所得等の分類）は、所得金額、基準収入の時期は、平成30年4月1日時点の生活保護基準を用い算出を行ったが、国から生活保護基準の見直しに伴い、他制度への影響が及ぼないように不当な対応が行されたため、生活保護基準の改正に関わらず、平成31年度は平成30年度（平成29年1月1日時点）の所得基準をそのまま据え置いた。	30%未満	20%未満
大阪府	貝塚市	○	○	○	○	○	○			○	○						○					1.2				30%未満	20%未満
大阪府	守口市	○																			○			市独自基準（平成30年度　４人世帯　給与収入：4,501,999円以下　所得：3,047,200円以下）の者		25%未満	25%未満
大阪府	枚方市	○																			○			前年の大阪市消費者物価指数に前年度の認定基準額を乗じたものを認定基準額としている。		25%未満	25%未満
大阪府	茨木市																○					1.15			借家世帯・・・約323万円 持家世帯・・・約305万円 ※父母子２人の４人世帯	20%未満	15%未満
大阪府	八尾市	○		○	○	○											○				○	1.1		火災等の罹災世帯	【課税所得等の分類】：総世所得金額 （基準額の算出方法等）平成24年４月の基準額×３ヶ月＋平成25年４月×９ヶ月の計算で第１類と第２類を計算し、これに住宅費を合算したものに1.1を乗じて基準額を算出している。	30%未満	25%未満
大阪府	泉佐野市															○						1.5				25%未満	25%未満
大阪府	富田林市																○					1.3				30%未満	30%未満
大阪府	寝屋川市	○															○					1.17				30%未満	25%未満
大阪府	河内長野市	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○						○			統一基準は設けられておらず、世帯の所得状況、保護者の申請理由及び学校長の所見等を鑑み、総合的に判断。		15%未満	15%未満
大阪府	松原市	○		○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○		○					1.1				25%未満	25%未満
大阪府	大東市	○					○										○					1.2			給与所得控除後の金額を基準収入としている。（課税所得と同額ではない）	30%未満	25%未満
大阪府	和泉市	○	○	○	○	○	○	○		○	○						○				○	1.1		障害年金・遺族年金の受給者		25%未満	25%未満
大阪府	箕面市						○									○						1.2			事業保護者のうち、生活保護基準額の1.0倍以内の所得の者には給食費を含む全ての項目について援助し、1.2倍以内の者には給食費を除く学用品費等の援助を行っている。	15%未満	15%未満
大阪府	柏原市															○						1.1				20%未満	20%未満
大阪府	羽曳野市	○	○	○	○		○			○	○						○					1.05				20%未満	20%未満
大阪府	門真市	○																			○			平成30年中の世帯（住民登録上）全員の所得の合計額が認定基準以下の世帯 （例）4人世帯　2,778,800円		35%未満	35%未満
大阪府	摂津市																○					1				30%未満	25%未満
大阪府	高石市															○						1.15				25%未満	20%未満
大阪府	藤井寺市	○																			○			平成30年度（6月1日以降の申請は31年度）の市民税の総所得分の課税所得金額が認定基準額［ 61万円 ＋（16歳未満の扶養親族数×33万円 ］以下の方		30%未満	20%未満
大阪府	東大阪市	○																			○			生活保護法の適用が可能な勤労所得者の収入限度額を基準とし、その者と同程度の経済状況にある者		30%未満	25%未満
大阪府	泉南市	○															○					1.1				30%未満	30%未満
大阪府	四條畷市																				○			世帯員所得が、世帯状況に応じた「世帯所得額」と「加算額」が認定基準所得額以下であること。 「世帯所得額」は４人世帯で、2,822千円（家族１人につき308千円を加算）、「加算額」は小学生１人につき120千円、中学生１人につき160千円を加算。		25%未満	20%未満
大阪府	交野市	○	○	○	○	○											○					1				15%未満	15%未満
大阪府	大阪狭山市	○	○													○					○	1.3		事故・災害・失業などの家庭の経済状況の急変がある場合		30%未満	20%未満
大阪府	阪南市															○						1.3			審査基準額＝（①単位生活費＋②冬季加算＋③母子加算＋④教育扶助＋⑤就学一次扶助）×（係数１．１）＋⑥住宅扶助＋⑦給食費	15%未満	15%未満
大阪府	島本町															○						1.5			生活保護基準は平成２４年１２月末日のものを使用。	15%未満	15%未満
大阪府	豊能町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○					1.3				15%未満	15%未満
大阪府	能勢町	○	○	○	○	○	○			○											○			・保護者の死亡・保護者の廃業失業等 ・保護者の疾病・災害等罹災		20%未満	25%未満
大阪府	忠岡町	○												○		○						1.2				20%未満	20%未満
大阪府	熊取町																	○				1.1				20%未満	25%未満
大阪府	田尻町	○	○	○	○	○	○			○	○				○	○						1				15%未満	10%未満
大阪府	岬町																○					1				20%未満	20%未満
大阪府	太子町	○	○		○		○											○				1.25				20%未満	20%未満
大阪府	河南町	○	○	○	○	○	○	○		○	○			○	○			○				1.25				20%未満	20%未満
大阪府	千早赤阪村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○				1.25				15%未満	15%未満

| ①都道府県 | ②市区町村名 | Ⅳ　平成３１（令和元）年度準要保護就学援助額 | | |

①都道府県　②市区町村名　Ⅳ　平成３１（令和元）年度準要保護就学援助額

Ⅰ．中学校の就学援助額の単価（一人当たり年間支給額）

		（１）　費目毎の援助額																																								（２）　補足事項
		学用品費										新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費										
		実費	支給平均額	限物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	限物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	限物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	限物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	
43	43	2	2	0	1	1	1	39	39	2	0	0	0	0	0	0	42	42	1	11	11	0	1	1	1	0	0	0	18	18	0	22	22	22	0	0	1	37
大阪府	大阪市	○	11,282														○	57,400		○	27,419									○	48,650								「支給平均額」は平成31年度予算に計上した単価による。 「通学用品費」、「校外活動費（宿泊を伴わないもの）」、「クラブ活動費」、「生徒会費」および「卒業アルバム代等」は、学用品費に含む。
大阪府	堺市							○	27,050 (24,800)	○							○	57,400												○	63,991								学用品費については 1)小学1年生の額。通学用品費と校外活動費（宿泊を伴わないもの）は、学用品費に含んでいる。 修学旅行費と校外活動費（宿泊を伴うもの）は、平成30年度の実績額。 学校給食費について、堺市では中学校給食を実施していないが、他市の公立学校に通学している者で、在籍校が給食を実施している場合、支給。金額は、平成30年度実績の支給平均額。
大阪府	岸和田市							○	22,510								○	57,400												○	60,300								
大阪府	豊中市							○	27,050								○	79,500															○	40,000	39,538				・「支給平均額」は、平成30年度の実績額。 ・学用品費（一定額）　1年24,800円（16.7%）　2～6年27,050円（83.3%）
大阪府	池田市							○	27,050								○	57,400												○	59,200								学用品費（1年24,800円）修学旅行費　（1)127,000円）医療費（H30実績）学校給食費（3年38,610円）
大阪府	吹田市							○	22,510								○	57,400		○	79,410									○	60,300								平均支給額については、今年度予算に計上した単価。
大阪府	泉大津市							○	22,510								○	51,660															○	54,270	48,313				○医療費・医療費を実行 ○学校給食費：該当学年1年生。（和泉市との行政協定による受託生徒）、本市は令和元年9月より給食スタート。 ○修学旅行費及び校外活動費（宿泊を伴うもの）は平成30年度実績額の平均額
大阪府	高槻市							○	22,510								○	57,400		○	68,575									○	53,522								通学費・修学旅行費・校外活動費（宿泊を伴うもの）については、平成３０年度の実績額 卒業アルバム代・医療費・学校給食費については、平成３１（令和元）年度予算の額
大阪府	貝塚市							○	22,510								○	47,400		○	0													○	60,300	56,893				通学費は実績なし。 支給平均額は30年度実績額より記入。 前年度「中学校入学準備費」の支給を受けた新中学校1年生に対しては、「新入学児童生徒学用品費」を支給しない。
大阪府	守口市							○	22,510								○	57,400		○	0													○	60,300	47,141				体育実技用品費、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費は支給対象外。通学用品費は学用品費に含まれる。通学費は教育長が認めた者のみ支給。「支給平均額」欄は平成３０年度実績を記入。修学旅行費、校外活動費（宿泊を伴わないもの）校外活動費（宿泊を伴うもの）の支給平均額はH30実績を記入。卒業アルバム代は実績なし。
大阪府	枚方市							○	22,510								○	57,400																			○	修学旅行費：市立校は実費（予算単価41,000円）、国・私立校は60,300円を上限としている。 宿泊を伴う校外活動費：市立校は実費（予算単価12,000円）、国・私立校は6,150円を上限としている。 国・私立校で学校給食がある場合、年額62,000円を上限として支給。市立校では選択給食が行
大阪府	茨木市									○							○	57,400												○	53,139								学用品費・通学用品費・校外活動費（宿泊を伴わないもの）・・・一定額（１年24,800円、２～３年27,050円） 「支給平均額」欄については、今年度から支給対象としたため、過去の支給実績なし 学校給食費一選択制給食が対象。非課税世帯は全額支給。その他は半額支給。 「支給平均額」欄については、今年元年度予算に計上した単価・各対象人数に基づく平均
大阪府	八尾市							○	22,320								○	47,400															○	57,596	51,720				「平均支給額」欄は30年度実績
大阪府	泉佐野市							○	15,000								○	20,000															○	45,000	45,000				学用品費に含む。
大阪府	富田林市							○	22,510								○	57,400															○	52,000	50,877				支給平均額については、平成30年度実績で記入
大阪府	寝屋川市							○	22,510								○	57,400												○	48,000								学校給食費　３年生は45,800円。通学用品費　１年生を除く。
大阪府	河内長野市							○	22,320								○	47,400		○	28,520									○	57,000								支給平均額は、医療費・学校給食費はH30実績。他の費目は令和元年度の予算単価
大阪府	松原市							○	21,700							○																	○	48,000	48,000				通学用品費・新入学児童生徒学用品費等は学用品に含む。（金額21,700円） 医療費　学校給食費の支給平均額は、3年度の実績額
大阪府	大東市							○	24,760								○	57,400												○	53,416								学用品費は１年22,510円、中1以外24,760円。 修学旅行費、校外活動費（宿泊を伴うもの）、医療費は平成30年度の実績。 学校給食費は、放学後防認定となれば現収しない。
大阪府	和泉市							○	22,510								○	57,400															○	60,300	60,300				支給平均額は、令和元年度予算単価
大阪府	箕面市							○	24,760								○	57,400		○	103,100									○	65,000								【補足】 体育実技用具費・通学用品費は学用品費に含む。 【学年ごとに金額が異なる費目】 学用品費：該当学年は中学校2～3年生。予算額ベースで70.5% 学校給食費：該当学年は中学校1～2年生。予算額ベースで69.8%
大阪府	柏原市							○	22,510								○	57,400		○	17,432													○	60,300	54,929				支給平均額は平成30年度実績
大阪府	羽曳野市							○	22,510								○	57,400															○	60,300	43,905				医療費、体育実技用具費及び修学旅行費については、平成30年度の実績額を記入している。
大阪府	門真市							○	17,010								○	57,400															○	55,700	55,700				学用品費：1年　16,300円、2年～3年　17,010円 通学用品費：2年～3年　1,690円 医療費：学校病に該当する保険適用の3割負担分 給食費（上限額）：1年～2年　48,060円、3年　45,930円 修学旅行費の平均支給額は令和元年度予算に計上した単価 校外活動費(宿泊を伴うものと上限額)の平均支給額は令和元年度予算に計上した単価
大阪府	摂津市						○	24,760	24,760								○	57,400												○	43,000								学用品費には、通学用品費を含む(1年生は年額上限は22,510円、2・3年生は22,760円）。PTA会費に関しては、同一世帯・同一学校で1回の支給。体育実技用具費、修学旅行費、卒業アルバム代等は、予算に計上した単価。
大阪府	高石市							○	22,510								○	57,400																			○	修学旅行費・校外活動費（宿泊を伴うもの）：費用の８５％、医療費：医療費を支給、学校給食費：１～３年２６名人、１・２年１８４人
大阪府	藤井寺市							○	22,510								○	57,400															○	65,000	44,455				・通学用品費は、2～3年のみ支給 ・修学旅行費、校外活動費、医療費はH30年実績平均額による。 ・給食費は、平成３１（令和元）年度予算に計上した単価による。
大阪府	東大阪市							○	22,510								○	57,400												○	58,928								支給平均額については、平成30年度就学援助支給実績額より算出。新入学児童生徒学用品費等の金額については、令和2年4月中学校入学予定者分（入学前支給）。医療費は医療費を免付。学校給食費については平成31年度予算要求単価。
大阪府	泉南市							○	22,320								○	47,400																			○	・支給平均額は30年度の実績額。　・修学旅行費は実費の3割額を補助。　・学校給食費は実費の7割額を補助。　・医療費は医療券を発行し、保護者負担ゼロを額を教育委員会から医療機関に振込。（平均支給額2,481円）
大阪府	四條畷市							○	22,510								○	57,400															○	60,300	60,300				
大阪府	交野市							○	22,320								○	57,400		○	0												○	70,000	46,880				「支給平均額」欄については、30年度の実績額を記入。「通学費」は、実績がないため０円。
大阪府	大阪狭山市							○	22,320								○	57,400															○	50,000	49,556				
大阪府	阪南市							○	22,320								○	57,400															○	60,300	56,742				支給平均額については、平成３０年度実績額により記入している
大阪府	島本町							○	22,510								○	57,400												○	60,700								支給平均額は令和元年度予算単価。
大阪府	豊能町	○	2,230														○	47,400												○	62,000								医療費については対象費目であるが、平成30年度は実績なし。学校給食費については、平成30年度実績額に基づく。
大阪府	能勢町							○	22,510								○	57,400												○	58,857								修学旅行費と校外活動費（泊）は平成31年度予算計上単価を記載
大阪府	忠岡町							○	22,510								○	47,400												○	54,168								
大阪府	熊取町							○	22,510								○	57,400												○	56,285								体育実技用具費・医療費・学校給食費については、平成30年度実績額を回答。校外活動費（宿泊を伴うもの）については、実績なし。
大阪府	田尻町							○	22,510								○	57,400						○	80,070	0							○	60,300	60,300				平成３１（令和元）年度予算に計上した単価 通学費：実績なし
大阪府	岬町							○	22,510								○	57,400															○	60,300	60,300				
大阪府	太子町							○	22,320								○	47,400		○	0												○	65,000	65,000				通学費の支払い実績なし。　上限額があるものの支給平均額はすべて予算計上分
大阪府	河南町							○	22,510								○	57,400															○	60,300	60,300				
大阪府	千早赤阪村							○	22,510								○	57,400		○	71,500												○	60,300	60,300				医療費については、医療券を交付。 卒業費分、学校給食費については、平成３１（令和元）年度予算より。通学費については、見込額。

①都道府県	②市区町村名	Ⅴ．その他																						Ⅵ．自由記述欄
		1．学校における保護者負担軽減に向けた取組の状況										2．教育委員会における保護者負担軽減に向けた取組の状況												
		（1）教育委員会が把握している学校の取組（あてはまるものすべてに○）										（1）教育委員会における取組（あてはまるもの全てに○）												
		ア．学用品等や給食品を安価で販売（バザー等）	イ．学用品等（給食品を含む）の貸し出し	ウ．学用品等（給食品を含む）の無償化	エ．図書等の使用	オ．使用する学用品等の種類	カ．使用する学用品等の入札・合有	キ．修繕していない	ク．その他→（2）	（2）クの内容及び補足説明	ア．自治体内で学用品等の統一仕様・購入	イ．自治体内で学用品等の一括取扱・購入	ウ．学用品等や給食品を安価で販売（バザー等）	エ．学用品等（給食品を含む）の貸し出し	オ．学用品等（給食品を含む）の無償化	カ．就学援助とは別に、学用品費等の一部助成	キ．学用品費等の購入費用の貸付	ク．学校（又は校長会等）に対して、物品の取扱状況に関するアンケートを実施	ケ．学校（又は校長会等）に対して、物品の取扱状況等を情報提供	コ．その他→（2）	（2）コの内容及び補足説明	（3）その他学校や教育委員会以外での取組	就学援助制度の運用や、経済的に困窮している児童生徒に対する市町村の取組・対応について、これまでの回答への補足
43	43	2	9	8	2	9	3	23	2	2	1	0	0	0	0	0	0	5	2	6	7	8		9
大阪府	大阪市					○	○											○		○	児童・生徒が使用する「名札」や「副読本及び実験実習材料費等の一部」を公費化		
大阪府	堺市			○	○	○	○											○	○				
大阪府	岸和田市							○															
大阪府	豊中市							○												○	学校で使用する学用品費等の取扱いに関する本市のガイドラインに基づき、小中学校に就学援助費の額を示し、保護者負担軽減への配慮をお願いしている。		
大阪府	池田市							○															
大阪府	吹田市							○															
大阪府	泉大津市								○	標準服、体操服の交換会（一部の学校で実施）													
大阪府	高槻市							○										○					
大阪府	貝塚市	○																					
大阪府	守口市							○															
大阪府	枚方市							○															
大阪府	茨木市							○															
大阪府	八尾市							○															
大阪府	泉佐野市		○																				
大阪府	富田林市	○		○																			
大阪府	寝屋川市					○												○					
大阪府	河内長野市							○															
大阪府	松原市		○			○																	
大阪府	大東市							○															
大阪府	和泉市							○															
大阪府	箕面市		○	○		○														○	ランドセル型リュックサックの使用を推奨		
大阪府	柏原市					○																	
大阪府	羽曳野市							○															
大阪府	門真市			○																			
大阪府	摂津市							○															
大阪府	高石市		○															○			大阪府教育庁から学用品等の適正な取扱いについて通知があった際に、各学校へ本市教育委員会からの通知を配布		
大阪府	藤井寺市							○															
大阪府	東大阪市							○															
大阪府	泉南市							○															
大阪府	四條畷市								○	卒業生から譲渡を うけた制服や体操服を在校生に貸与										○	転校の場合、当面の間前籍校の制服や体操服の着用を承認するよう指導。校区再編整備関係に伴う転籍の場合は、１者目の制服代を補助。			
大阪府	交野市							○															
大阪府	大阪狭山市		○	○																			○市（１）において「ア．生活保護の基準額に一定の加算を設けたもの（生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの）」と回答したが、本市の基準額の設置方法【（生活扶助（年齢別単額＋世帯基準額）＋教育扶助＋住宅扶助）×１．３倍】において、年齢基準額の合算値には適減率を乗じない。 ○子ども医療費助成制度 （対象）中学校３年生（満１５歳に達する日以降の最初の３月３１日まで）までの子ども （助成内容）通・入院医療費（食事代を含む）の自己負担額（一部自己負担額を除いた）分を助成 ○スクールソーシャルワーカーを活用した取組を行っている（例えば、経済的支援について情報提供している等）。 ○例えば、経済的支援についての情報提供が可能となるよう、貧困対策に関する教育委員会事務局職員、教員、事務職員等の資質の向上を目的とした研修等を実施している。 ○平成２７年度より夏・冬期休業中と９月から１２月までの土曜日を活用して、中学生を対象とした実践学習支援を実施している。
大阪府	阪南市		○	○		○													○				
大阪府	島本町							○															
大阪府	豊能町							○															
大阪府	能勢町			○		○														○	学校給食費に対する保護者負担を軽減するため、学校給食費に対する一部補助（１食当たり19円）を実施		
大阪府	忠岡町		○		○	○	○																
大阪府	熊取町							○															
大阪府	田尻町		○																				
大阪府	岬町		○	○																			
大阪府	太子町							○															
大阪府	河南町							○												○	中学校を卒業する生徒の通学用自転車について必要とする生徒への仲介		
大阪府	千早赤阪村					○																	